

# 財団法人広島県農林振興センター寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人広島県農林振興センターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島市中区大手町四丁目2番16号に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、広島県内において、農林業の振興や担い手の育成確保及び森林資源の整備等を総合的に実施することにより、農林業の健全な発展と快適で魅力的な農山村地域の形成を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農地保有の合理化等に関する事業
- (2) 農作業受託に関する事業
- (3) 植物遺伝資源・情報の収集、保存及び活用に関する事業
- (4) 農用地等の保全整備事業
- (5) 畜産基盤・環境整備等に関する事業
- (6) 造林及び育林等森林整備に関する事業
- (7) 伐採等森林資源の利用に関する事業
- (8) 新規就農の促進に関する事業
- (9) 青年農業者等の育成確保に関する事業
- (10) 就農奨学金の支給に関する事業
- (11) 就農支援資金の貸付けに関する事業
- (12) 林業従事者の福利厚生に関する事業
- (13) 林業従事者の育成確保に関する事業
- (14) 農林業及び農山村地域の振興計画等の策定に関する事業
- (15) 農林業及び農地・森林の水源かん養等公益的機能発揮に関する事業
- (16) 農山村地域等への定住促進に関する事業
- (17) 農林業振興及び他産業との連携促進に関する事業
- (18) 農林業及び農山村地域の振興並びに緑化の推進に関する公共施設等の管理
- (19) 前各号の事業に関する調査・設計・管理監督・指導
- (20) 労働者派遣に関する事業
- (21) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財団法人広島県農林振興公社が解散する際に農地保有合理化事業に係る強化基金及び推進拡充基金（以下「強化基金」という。）に充てることを指定して寄附された財産
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

### (財産の種類)

第6条 財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の意見を聴いた上、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、広島県知事の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

### (財産の管理及び区分経理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。
- 3 特別会計は、水源の森事業、就農支援資金貸付事業及び森林整備事業とし、それぞれ経理を区分するものとする。

### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。ただし、強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費以外の経費には充てないものとする。

### (事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、評議員会の意見を聴いた上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項の議決があったときは、直ちにその事業計画書及び収支予算書を広島県知事に届け出なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、評議員会の意見を聴いた上、その会計年度終了後2ヶ月以内に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の議決があったときは、同項に規定する書類を、その会計年度終了後3ヶ月以内に広島県知事に報告しなければならない。

(長期借入金及び新たな義務の負担又は権利の放棄)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、事前に広島県知事に届け出なければならない。

2 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄についても同様とする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員及び評議員並びに職員

#### (役員の種類及び選任等)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、広島県知事の指名した者をもってあてる。
  - 3 その他の役員は、広島県議会議員、広島県職員、市町村長(市町村長が指名した市町村職員を含む)及び学識経験者のうちから評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
  - 4 理事のうち常務理事2人以内を理事長が委嘱する。
  - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。
  - 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

#### (職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

- 2 常務理事は、常務を分担処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事が複数の場合は、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計の状況及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は広島県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を理事長に請求し、又は第4章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

#### (任期)

第17条 役員(理事長を除く)の任期は、2年とする。ただし、広島県議会議員、広島県職員及び市町村長(市町村長が指名した市町村職員を含む)のうちから選任された役員は、その身分を失い、又はその職を退いたときは、当該身分を失い、又はその職を退いた日に辞任したものとみなす。

- 2 理事又は監事の定数が欠けたとき又は増員されたときは、遅滞なく補欠又は増員の理事又は監事を定めなければならない。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任した場合又は任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(評議員)

第19条 この法人に、評議員7人以上10人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について審議し、助言する。
- 4 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。
- 5 評議員には、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第20条 役員及び評議員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員及び評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人その他所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(備付書類)

第22条 事務局には、常に次の書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 認可、許可等の書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 理事及び監事の名簿、就任承諾書及び履歴書
- (5) 寄附行為に定める議決機関の議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 現年度及び過去3年度の収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 過去5年度の事業報告書、損益計算書及び収支計算書
- (9) 過去5年度の各年度末の貸借対照表、財産目録及び正味財産増減計算書
- (10) 現年度の事業計画書及び収支予算書
- (11) 過去3年度の監事が監査に関して作成した書類
- (12) 官公署からの示達文書

## 第4章 会 議

### (構 成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

### (権 能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

2 次に掲げる事項については、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分若しくは担保の提供

(4) その他理事長が付議した事項

3 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

### (招 集)

第25条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、評議員現在数3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに評議員会を招集しなければならない。

4 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急を要する事項が生じたときは、この限りではない。

### (議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、その都度選任する。

### (定足数)

第27条 会議は、理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

### (議 決)

第28条 会議の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事又は評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。

### (書面表決など)

第29条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委

任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 理事長は、急を要する事項で、かつ、軽微な事項については、理事又は評議員に対し、書面による賛否を求め、理事会又は評議員会の議決に代えることができる。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事又は評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、広島県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、広島県知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、広島県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第6章 雑 則

### (委 任)

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この寄附行為は、主務官庁の設立の許可のあった日から施行する。

(昭和40年4月16日農林大臣許可)

#### (会計年度の特例)

2 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらずこの寄附行為施行の日から昭和41年3月31日までとする。

#### (設立当初の役員)

3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は第16条第5項(第17条第2項で準用する場合を含む。)及び第19条第1項の規定にかかわらず、この寄附行為施行の日から1年とする。

理 事 永野 巖雄	理 事 楠 正二
理 事 下浦 静平	理 事 石津 洋吾
理 事 平岡 博	理 事 安井 耕造
理 事 大束 弥一	理 事 永井 弥六
理 事 山口 精一	理 事 小田 研一
理 事 栗原 吉郎	理 事 中島 孝美
理 事 高橋 正明	理 事 渡辺庸一郎
理 事 秋光 侑次	理 事 平原 利幸
理 事 皆田 武	理 事 米沢 議八

#### 附 則(昭和59年5月2日制定)

この寄附行為の変更は、昭和59年5月2日から施行する。

#### 附 則(昭和62年3月27日制定)

この寄附行為の変更は、昭和62年3月27日から施行する。

#### 附 則(昭和62年5月30日制定)

この寄附行為の変更は、昭和62年5月30日から施行する。

#### 附 則(平成5年4月16日制定)

この寄附行為の変更は、平成5年4月16日から施行する。

### 附 則

1 この寄附行為の変更は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

ただし、題名及び第1条の変更規定は、平成9年4月1日から施行する。

2 この寄附行為の変更の際、現に役員職にある者のうち、変更前の寄附行為第16条第1項及び第5項に掲げる理事(広島県内の森林組合長であることを要件として選任された者を除く。)並びに第17条第1項第2号に掲げる監事は変更後の寄附行為の規定にかかわらず、平成9年3月31日までその職にあるものとする。

3 この寄附行為の変更の際、現に役員職にある者(理事長及び前項に規定する役員を除く。)の任期は、変更後の寄附行為の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成10年4月2日以降に広島県知事の認可があった場合は認可の日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成15年7月1日から施行する。

ただし、平成15年7月2日以降に広島県知事の認可があった場合は認可の日から施行する。

附 則

1 この寄附行為の変更は、平成15年10月10日から施行する。

2 この寄附行為の変更後の役員は、第15条第3項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず平成17年5月31日までとする。

理 事 有木 一興	理 事 稲岡 稔
理 事 金丸 康夫	理 事 木山 耕三
理 事 藏田 義雄	理 事 小島 敏文
理 事 児玉 静秋	理 事 米神 健
理 事 椎木 夕力	理 事 滝口 季彦
理 事 津野瀬武久	理 事 道法 章磨
理 事 野上 昭典	理 事 前田 達郎
理 事 村上 山治	理 事 若林 茂生
監 事 石橋三千男	監 事 長本 憲

3 この寄附行為の変更後に第19条第2項の規定により選出される評議員の任期は、同条第5項の規定に準用する第17条第1項の規定にかかわらず平成17年5月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、広島県知事の認可があった日から施行する。

(平成17年4月1日広島県知事認可)

附 則

この寄附行為の変更は、広島県知事の認可があった日から施行する。

(平成18年1月25日広島県知事認可)

附 則

この寄附行為の変更は、広島県知事の認可があった日から施行し、変更規定は、平成18年度の決算から適用する。

(平成18年5月8日広島県知事認可)

附 則

この寄附行為の変更は、平成19年6月1日から施行する。

ただし、平成19年6月1日以降に広島県知事の認可があった場合は認可の日から施行する。